

## 津の産廃業者の 許可を取り消し

県、保管の改善されず

県は二十八日、産業廃棄物処分業「吉住商事」（津市雲出島貫町、吉住薫取締役）に対し、産業廃棄物処分業と産業廃棄物処理施設設置の許可を取り消した。

同社は松阪市嬉野見永町でがれき類の破碎の中間処理をしている。同社が保管しているがれき類の勾配や高さについて基準に達するよう県が改善を命じたが、同社は期限までには正せず、また許可された場所以外に産廃を保管し続けた。